

- 6月府議会閉会本会議に提出された意見書案をご紹介します。

(日本共産党 提出 賛成少数 否決)

## 一般国道、府道、市町村道など生活関連道路等の整備を求める意見書(案)

道路は、住民の生活や経済・社会活動を支える根幹的な基盤施設である。とくに、生活関連道路等の交通網の整備を進めることは、過疎地や中山間地域を含めて国民の暮らしを守り、地域の振興を図るための必要不可欠な要素である。

京都府域においても、道路整備に対する府民の要望は極めて強く、切実であり、交通事故の多発箇所や離合困難箇所が残される国道163号や178号の改良をはじめ、一般国道や地方道、奥地道等について、整備促進が求められている。

同時に、国・地方あわせて六兆円もの税金が高速道路建設優先に使用される道路特定財源方式については、「予算配分を硬直化させるとともに、事業を無限に続ける財政的保証になっている」などの意見が出されてきたところである。

よって、国におかれては、道路特定財源制度を廃止し、不要不急、ムダな道路建設が推進される仕組みについては改めるとともに、従来の高速道路優先の道路建設行政のもとで遅れをとってきた一般国道や地方道、奥地道等については強力に整備促進をはかられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

(自民、民主府連、公明府民、新政 提出 賛成多数採決)

## 道路整備財源の確保等に関する意見書(案)

道路は、住民の生活や経済・社会情動を支える最も基礎的な社会基盤であり、道路網の一層の整備は、広域的な地域間連携、文化交流、商圈の拡大等を促すとともに、活力と魅力ある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

京都府域の道路整備は、京都府の総合計画に基づき着実に進展しているものの、道路整備に対する府民の要望は極めて切実であり、高規格幹線道路から一般国道・府道・市町村道に至る体系的な整備を一層促進することが急務となっている。

しかしながら、政府においては現在、構造改革に関して、受益者の負担により成り立っている道路特定財源について、一般財源化による用途拡大等の見直しが議論されている。また、特殊法人改革の一環として、「道路関係四公団民営化推進委員会」が設置され、民営化を前提とした組織や採算性のあり方について検討が始まっている。

道路整備をめぐる幅広い議論については必要であるが、地域の実情を十分踏まえ、道路整備の重要性を深く認識した上での議論が求められるところである。

よって、国におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1、道路特定財源については、その立法趣旨に鑑み、高規格幹線道路から一般国道・府道・市町村道に至る体系的な道路整備を一層促進するため、必要な財源を確保すること。
  - 2、高速自動車国道は、国の最も基幹的な施設であり、今後とも国及び地域の社会・経済活動を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。また、本府における京都縦貫自動車道、第二名神高速道路をはじめとする高規格幹線道路等の早期完成を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年 月 日

**(宛先) 衆・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・国土交通大臣**

**(日本共産党 提出 賛成少数 否決)**

## **有事関連法案の撤回を求める意見書(案)**

今国会で、政府は、武力攻撃事態法案等の有事3法案を提出したが、審議を通じて、これら法案はわが国が他国と戦争をしないと定めた憲法に違反することがますます明らかとなってきた。

有事3法案の成立は、アメリカのおこなう戦争に自衛隊が公然と参戦し、海外での武力行使を可能とするためのものであり、そのために国民の基本的な人権と生命、財産を侵害し、地方自治の根幹をゆるがすものである。

政府は、憲法の平和主義を厳守し、憲法を生かした積極的な平和外交により世界とアジアの平和の流れを広げることに貢献すべきである。

よって、政府におかれては、有事関連法案を直ちに撤回されることを強く要求する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣防衛庁長官**

**(自民、民主府連、公明府民、新政 提出 賛成多数採決)**

## **有事関連三法案に関する意見書(案)**

現在、国においては、「武力攻撃事態対処法案」をはじめとする有事関連三法案が国会で審議中である。

我が国に緊急かつ重大な事態が生じた場合に、国民の生命、財産を守るため、あらかじめ危機管理体制を整備し、適切な対応を取り得る法整備を行うことは、法治国家として当然のことであり、民主主義の基本に関わることである。

しかしながら、この「武力攻撃事態対処法案」では、国民の生命、身体及び財産の保護に関する、いわゆる国民保護法制が、この法律の施行日から2年以内に整備する方針とされていること、また、地方公共団体の責務や役割、内閣総理大臣の地方公共団体の長への指示や代執行などの規定が設けられているが、その具体的内容や権限が明確にされていないなど、本来、有事関連法制として一体的に整備されなければならない重要な事項が先送りされている。

よって、国におかれては、地方議会や地方自治体をはじめとして国民の幅広い意見を十分聴取するとともに、慎重な国会審議を通じて、国民の不安を払拭し、国民的な合意が得られるよう努めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年 月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛庁長官**

**(厚生労働常任委員会 提出 全会一致採決)**

## **青少年の健全育成に関する基本法の制定を求める意見書(案)**

21世紀の社会を担う青少年の健全な育成は、国民すべての願いである。しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は、露骨な性描写や残酷な暴力シーンを売り物にした雑誌、ビデオ等がばん濫し、さらには、情報通信の発展とともに、テレホンクラブ、インターネットや携帯電話を使った出会い系サイト等の新たな営業形態が出現するなど、悪化の一途をたどっている。

これらの問題に対して、国は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童福祉法」等で、また、各都道府県においては、青少年健全育成条例等で規制や保護策を講じている。

しかしながら、全国民的な課題である青少年問題は、規制内容等が異なることから、これらの法律や条例で対処するのは困難な状況である。

よって、国におかれては、青少年の健全育成のための基本理念や方針を明確にし、一貫性のある包括的な青少年の健全育成に関する基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年 月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官**

**(日本共産党 提出 賛成少数 否決)**

## **介護保険の抜本の見直しを求める意見書(案)**

現在、第2期介護保険事業計画の見直しにむけ、国・自治体で検討がされている。制度実施後2年の間に、保険料や利用料の減免措置を講じる自治体が大きく広がっているように、本格的な低所得者対策が急務である。同時に、保険者からも「保険料の値上げは避けられない」などの意見が相次いでいるように、基盤整備を進め、サービス利用者が増加すると保険料に跳ね返るといふ、制度の根幹にかかわる深刻な矛盾に直面している。

よって、国におかれては、介護保険の見直しにあたっては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 介護保険における国庫負担を現在の25%から50%に計画的に引き上げること。
- 2 保険料と利用料の恒久的な低所得者対策を講じること。
- 3 施設・在宅介護の運営を安定的におこなうために、介護報酬の見直しをおこない、適正に引き上げること。

- 4 要介護認定にあたっては、高齢者の生活実態が正確に反映されるよう改善すること。
- 5 特別養護老人ホームなどの施設整備および在宅介護などの基盤整備を計画的にすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣**

**(日本共産党 提出 賛成少数 否決)**

### **医療制度改悪の中止を求める意見書 (案)**

自民、公明、保守の与党3党が衆議院本会議で採決を強行した健康保険法等改悪案は、労働者には3割負担と保険料の引き上げ、高齢者には1割負担の徹底など、国民に1兆5千億円もの負担増をおしつけるものであり、国民の命と健康はもとより、景気回復にも悪影響をあたえるものである。

衆議院や参議院の審議を通じて、健康保険法等改悪案の重大な問題点がますます明らかになっている。医療改革というなら、国庫負担の割合を元に戻し、世界一高い薬価を欧米並みに引き下げるべきで、これを実行すれば、国民に負担増を押しつける必要はまったくない。

よって、国におかれては、国民の命と健康を守る立場から、医療制度の大改悪をすみやかに中止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣**

**(日本共産党 提出 賛成少数 否決)**

### **診療報酬の再改定を求める意見書 (案)**

今年4月から実施された診療報酬の改定により、医療機関においては、平均2・7%の改定率を大きく上回る影響の出ているところがあり、経営を困難にし、地域医療の安定した提供を崩壊させつつある。

また、6ヵ月を越える長期入院患者の入院費や透析患者の治療食などへの保険適用ははずしは、患者や国民の負担増を招くものである。

国民の医療制度に対する願いは、誰でも、いつでも、どこでも、安心して良質な医療が受けられることにあり、今回の診療報酬改定の影響をふまえ、実態にそくした再改定が緊急に求められている。

よって、国におかれては、診療報酬の再改定をおこなうよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣**

**(日本共産党 提出 賛成少数 否決)**

## **法人事業税への外形標準課税導入に反対する意見書(案)**

政府税制調査会は6月に発表した基本方針で、法人事業税への外形標準課税の早急な導入を求め、来年度からの実施が検討されている。

しかし、総務省案に基づいて全国商工会議所などが呼びかけ、取り組まれている税額試算では、中小企業にとっては、赤字企業はもとより黒字企業でもその83%が増税になるという結果が出ている。大企業には減税、中小企業には増税になることは明らかである。

さらに、総務省案は、「税込中立」で「増税が目的ではない」というが、景気悪化前の10年間の平均税収を基準にしていることから、現在の不況下では、大幅な増税になることも明らかである。長引く不況の中で、必死に経営努力をしている中小企業を、いっそう深刻な事態に追いやり、京都経済の立て直しを困難にする法人事業税への外形標準課税は導入すべきではない。

また本来、税制度は、その所得に応じた累進課税とすべきものであり、担税力のない事業者にも税負担を求めるべきではない。

よって政府におかれては、法人事業税への外形標準課税の導入を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣**

**(日本共産党 提出 賛成少数 否決)**

## **住民基本台帳ネットワークシステムの凍結を求める意見書(案)**

1999年8月の改正住民基本台帳法による住民基本台帳ネットワークシステムが、本年8月5日から施行されることとなっている。

しかし、法案審議の過程で個人情報保護について強い危惧の念が提起され、政府において個人情報保護対策を講じることが求められたところであるが、いまだ、万全の対策が講じられたという状況ではない。

また、防衛庁職員による情報公開請求者の違法リスト作成事件は、個人情報を扱う公務員への国民の不信を生み、当該システムの施行を前に、実施の延期を求める国民の声が広がり、地方議会の意見書決議が相次いでいる。個人情報の保護対策は、万全の上にも万全を期すべき事項である。

よって政府に置かれては、個人情報保護対策が十分確保されるまで、当該システムの凍結を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

**(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、**

(日本共産党 提出 賛成少数 否決)

## 30人以下学級の早期実施を求める意見書(案)

一学級を少人数にし「学習、生活の両面から一人ひとりの子どもにゆき届いた教育を」の声は、全国的にさらに広がりを見せている。この願いに応じてさまざまな形態の学級編成の弾力化に取り組んでいる自治体が26道府県になっている。

しかし、問題は国が学級編成の弾力化を認めながら財政措置をおこなっていないため、地方自治体の財政上の大きな負担となっていることである。

よって国におかれては、30人以下学級の実施を国の責任で早急に実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年7月 日

(宛先) 衆・参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、

---

## 今議会に提出された請願の審議結果

今議会に提出された請願は3件です。審査の結果についてお知らせします。

請願名	請願者名	紹介議員	共産	自民	公明	民主	新政
「青少年の健全育成に関する基本法」の制定に関する請願	子どもの環境を守る会	自民・公明・民主・新政	○	○	○	○	○
公的就労事業に関する請願	自立労働組合京都	共産	○	×	×	×	×
30人学級・小人数学級実現に関する請願	子どもと教育・文化を守る京都府民会議	共産	○	×	×	×	×

---

## 監査委員の選任についての同意について

本議会で知事が選任した京都府監査委員について以下の通り同意されました。

日本共産党議員団は、大野征次については不同意、道林邦彦については同意しました。

府同意についての議員団の見解は「府政報告1717」に掲載の「6月議会を終えて(談話)」をご参照ください。

**大野征次** (松尾忠昌委員の辞任による)

**道林邦彦** (成房智治委員の任期終了による)

# 新しい府議会常任委員会、特別委員会の構成について

## 梅木紀秀議員が地方分権等推進特別委員会副委員長に

### 常任委員会

	総務	厚生労働	文教	農林商工	建設	警察
	11人	11人	11人	11人	11人	10人
共産	高橋進 新井進	三双順子 前窪義由紀 光永敦彦	太田勝祐 梅木紀秀 島田敬子	松尾孝 三木一弘	西山秀尚 高橋昭三 上坂愛子	岩田隆夫 荘司泰男
自民	坪内正一 酒井国生 西田昌司 ◎家元丈夫 ○高屋直志	小牧誠一郎 清水鴻一郎 植田喜裕 ○齋藤彰	高山寛 石田昂 林田洋 ○小巻寛司	小林弘明 千歳利三郎 ○近藤永太郎 村田正治	上村卓男 田中英世 ○梅原勲 ◎多賀久雄 奥田敏晴	森田喜兵衛 田坂幾太 ○明田功 ◎前波健史 菅谷寛志
府民	山脇闊 ○熊谷哲	田中卓爾	◎北岡千はる 武田祥夫	大野征次 山本正	大橋健	○田淵五十生
公明	杉谷孝夫	○松尾忠昌 澤照美	○水口洋	◎角替豊 佐藤宏	坂根康史	池本準一
新政	木村繁雄	◎上田秀男	細井拓一	○工藤香代子	○平田吉雄	稲荷義晴

### 特別委員会

	広域交通対策	環境対策	地域文化振興	防災水資源対策	地方分権等推進	少子高齢化対策
	11人	11人	11人	10人	10人	10人
共産	荘司泰男 太田勝祐 前窪義由紀	三双順子 島田敬子 光永敦彦	岩田隆夫 高橋昭三	西山秀尚 高橋進	松尾孝 新井進 ◎梅木紀秀	三木一弘 上坂愛子
自民	◎上村卓男 田中英世 ○千歳利三郎 梅原勲	石田孝 家元丈夫 清水鴻一郎 ○植田喜裕	小林弘明 ◎酒井国生 小巻寛司 ○村田正治	高山寛 ○西田昌司 齋藤彰 近藤永太郎 ◎菅谷寛志	◎森田喜兵衛 小牧誠一郎 ○林田洋 多賀久雄	田坂幾太 明田功 高屋直志 前波健史 ○奥田敏晴
府民	大橋健 田淵五十生	○田中卓爾	北岡千はる ○山本正	大野征次	山脇闊	◎武田祥夫 熊谷哲
公明	○池本準一	角替豊 ◎澤照美	坂根康史 水口洋	杉谷孝夫	松尾忠昌	○佐藤宏
新政	稲荷義晴	上田秀男	平田吉雄	○木村繁雄	工藤香代子	

◎ = 委員長      ○ = 副委員長